

平成30年度

健全化判断比率審査意見書及び
資金不足比率審査意見書

昭島市監査委員



昭 監 第 4 2 号
令和元年 8月19日

昭島市長 臼 井 伸 介 殿

昭島市監査委員 中 村 徹
昭島市監査委員 青 山 秀 雄

平成30年度昭島市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその
算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項の規定に基づき審査に付された平成30年度昭島市健全化判断比率及び
その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定に
基づき審査に付された平成30年度昭島市資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査したので、その結果を別添のとおり審査意見
書として提出する。

平成30年度昭島市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下これらを「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月19日から同年8月19日まで

第3 審査の手続

健全化判断比率審査にあたっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを主眼におき通常実施すべき審査手続により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

平成30年度健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.35	20.00
連結実質赤字比率	—	17.35	30.00
実質公債費比率	0.2	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

（意見）

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度に引き続き赤字額がないため算定されない。

実質公債費比率は前年度と同率となり、将来負担比率は将来負担すべき実質的な負債額を充当可能財源が上回ったため算定されない。

今後も引き続き、実質公債費比率に配意した財政運営に努められたい。

平成30年度昭島市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月19日から同年8月19日まで

第3 審査の手続

資金不足比率審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを主眼におき通常実施すべき審査手続により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

特別会計の名称	平成30年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
中神土地区画整理事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」と表示する。

(意見)

資金不足比率は、前年度に引き続き各特別会計とも資金不足額がないため算定されない。

今後も引き続き、健全な経営に努められたい。